

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 徳島県条例第三十二号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例（平成二十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域内において」を削り、「第三十八号」の下に「第一条に規定する過疎地域内において同条例」を加える。

第二条中「令和三年三月三十一日まで」及び「起算して五年以内」を「令和五年三月三十一日まで」に改める。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第一条の規定は、令和三年四月一日以後に適用対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得をした事業者については、同日前に適用対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得をした事業者については、なお従前の例による。